監査委員事務局長　職員　熊谷　正和
企画理事　（国体・障がい者スポーツ大会局長）　岩間　隆
同　（政策地域部長）　大平　尚
復興局長　（保健福祉部長）　佐々木　信
総務部長　（会計管理者）　佐藤　博
政策地域部長　（総務事務官）　藤田　康幸
文化スポーツ部長　職員　上田　幹也
保健福祉部長　（医療局長）　八重樫幸治
県土整備部長　（技監）　中野　穣治
会計管理者　職員　新屋　浩二
理事　同　佐々木　淳
同　（理事）　高橋　宏弥
医療局長　大槻　英毅
企業局長　職員　畠山　智禎
（以上四月一日）

○人事委員会委員再任
高橋信委員は、七月十七日再任された。
○公安委員会委員任命
雫石禮子委員は、七月二日任期満了し、同月三日次の者が任命された。
公安委員会委員　小野　松代
○議長選挙
田村誠議長は、九月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　佐々木順一
○副議長選挙
工藤大輔副議長は、九月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　五日市　王
○監査委員選任
髙橋元委員及び嵯峨壱朗委員は、十月一日辞職し、同月二日次の者が選任された。
監査委員（議会選出）　小野　共
同（同）　千葉　伝
○教育委員会委員任命
教育委員会委員は、欠員であったところ、十月十日次の者が任命された。
教育委員会委員　新妻　二男
○教育委員会委員再任
小平忠孝委員は、十月十一日再任された。

栃木県

○公安委員会委員任命
佐藤信勝委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
公安委員会委員　古澤　利通

埼玉県

○公安委員会委員任命
阿部理一郎委員は、八月七日任期満了し、同月八日次の者が任命された。
公安委員会委員　利根川洋二

新潟県

○教育委員会委員任命
阿部尚義委員は、十月十四日辞職し、同月十五日次の者が任命された。
教育委員会委員　井口清太郎
外山迪子委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が任命された。
同　三井田由香

岐阜県

○教育委員会委員任命
月村時子委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が任命された。
教育委員会委員　近藤　恵里

愛知県

○教育委員会委員任命
松本真理子委員は、十月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
教育委員会委員　伊藤志のぶ

大阪府

○教育委員会委員再任
井上貴弘委員は、十月一日再任された。
○選挙管理委員会委員補欠
光澤忍委員は、六月二十二日失職し、欠員であったところ、十月一日次の者が補欠された。
選挙管理委員会委員　鈴木　和夫
○公安委員会委員再任
大山隆司委員は、十月二十一日再任された。

香川県

○人事委員会委員選任
東条正幸委員は、十月二十一日任期満了し、同月二十二日次の者が選任された。
人事委員会委員　平尾　敏彦

愛媛県

○教育委員会委員任命
攝津眞澄委員は、十月十一日任期満了し、同月十二日次の者が任命された。
教育委員会委員　髙田　智世

福岡県

○労働委員会委員任命
船越法克委員は、六月二十七日辞職し、欠員であったところ、九月七日次の者が任命された。
労働委員会委員　樋口　和光
○公安委員会委員任命
渋田一典委員は、十月二十一日任期満了し、同月二十二日次の者が任命された。
公安委員会委員　伊達健太郎

仙台市

○議長選挙
岡部恒司議長は、九月十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　斎藤　範夫
○副議長選挙
安孫子雅浩副議長は、九月十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　菊地　昭一
○教育委員会委員任命
今野克二委員は、十月四日任期満了し、同月五日次の者が任命された。
教育委員会委員　里村　正治
○監査委員選任
嶋中貴志委員は、十月十一日辞職し、同月十二日次の者が選任された。
監査委員　赤間　次彦

川崎市

○監査委員選任
村田恭輔委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が選任された。
監査委員　寺岡　章二
○人事委員会委員選任
秦野純一委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が選任された。
人事委員会委員　野本　紀子

静岡市

新　旧
副市長　（副市長）
小長谷重之（十月十日）

堺市

○教育委員会委員再任
大島幸恵委員は、十月一日再任された。

広島市

○人事委員会委員選任
吉岡浩委員は、十月十六日任期満了し、同月十七日次の者が選任された。
人事委員会委員　飯田　恭示

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十一月八日午後零時四十一分御出門、第百九十五回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十三分還幸になった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月13日
岐阜労働局長　稲原　俊浩

第４号中「１時間917円」を「１時間931円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年11月13日
徳島労働局長　鈴木麻里子

第４号中「１時間857円」を「１時間877円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。